

会田通所リハビリテーション運営規程
(予防給付)

会田通所リハビリテーション運営規程（予防給付）

第1条 公益財団法人会田病院が開設・実施する指定介護予防通所リハビリテーションの運営管理に関する事項を定める。

（事業の目的及び運営方針）

第2条 要支援状態にある者（以下「要支援者等」）に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

- 1 公益財団法人会田病院が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの事業者は、要支援者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 会田通所リハビリテーション
- 2 所在地 福島県西白河郡矢吹町本町 260 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 介護予防通所リハビリテーションの事業の種類、人員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 従事者

医師	1 名以上（常勤換算 0.3 人以上）
理学療法士	1 名以上（常勤換算 0.25 人以上）
作業療法士	1 名以上（常勤換算 1 人以上）
言語聴覚士	1 名以上（常勤換算 0.2 人以上）
介護職員	3 名以上（常勤換算 3 人以上）
管理栄養士	1 名以上（常勤換算 0.25 人以上）

医師は介護予防通所リハビリテーションの計画を従事者と共同して策定するとともに、介護予防通所リハビリテーションの実施に係わる従事者への指示を行う。

従事者は、計画に基づき、介護予防通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日
月曜日から土曜日 但し、祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間
午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 サービス提供時間帯
午前9時30分から午後4時・短時間リハビリは午前10時から午前11時30分

(介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の1日の利用定員は60名とし、内10名は短時間リハビリ対象者とする。
ただし、利用定員には介護給付による利用者も含むものとする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条

- 1 介護予防通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。
 - 一 理学療法
 - 二 作業療法
 - 三 選択サービス
 - (1) 運動器機能向上
 - (2) 栄養改善
 - (3) 口腔機能向上
 - 四 その他の状態改善につながるサービス
- 2 介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理の基に要支援者等に対する心身機能の回復の為、リハビリテーション計画に基づき、つぎの目的を達成するため訓練を行う。
 - 一 療養ゲーム、手工芸用具を使用した趣味的訓練
 - 二 日常生活動作に関する訓練
 - 三 自助具使用訓練
 - 四 運動訓練
 - 五 歩行訓練、基本動作訓練
 - 六 口腔機能向上
 - 七 食事管理

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は次の通りである。

矢吹町、泉崎村、鏡石町、中島村、白河市、天栄村、浅川町、玉川村、石川町
ただし、短時間リハビリに関しては、町内中心とし、他は要相談とする。

(利用料、その他の費用額)

第9条

- 1 介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める額とし、介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、利用者自己負担分とする。
- 2 通常の事業実施地域を越えて行う際の、実施地域の境界線から利用者宅までの、送迎の交通費、おむつ代やクリーニング代等にかかる諸経費については、別紙に上げる費用を徴収する。
- 3 上記に係わる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者又は、その家族の同意を得る。
- 4 詳細は別紙料金表の通りとする。

(施設利用に当たっての留意点)

第10条 利用者は浴室及び機能訓練室を利用する場合は、職員立会いの下で使用する。又、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(非常災害対策)

第11条 介護予防通所リハビリテーションは、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- (1) 防火責任者には事業所管理者を当て、火元責任者には事業所責任者を当てる。
 - (2) 始業後・終了時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
 - (6) 消防責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

火災訓練	年1回以上
地震災害訓練	年1回以上
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 その他の緊急事態（BCP含む）により通常サービスの実施が困難となった場合には、優先業務の継続と早急な事業再開を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第13条

1 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用1ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 従事者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人会田病院が定めるものとする。

附則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

1. 平成18年11月 1日一部変更する。
2. 平成19年 4月 1日一部変更する。
3. 平成19年12月 1日一部変更する。
4. 平成24年 1月 1日一部変更する。
5. 平成24年 4月 1日一部変更する。
6. 平成25年 4月 1日一部変更する。
7. 平成25年12月 1日一部変更する。
8. 平成27年 8月 1日一部変更する。
9. 平成28年 9月 2日一部変更する。
10. 平成29年 8月 1日一部変更する。
11. 平成30年 8月 1日一部変更する。

12. 令和3年 4月 1日一部変更する。
13. 2024年 4月 1日一部変更する。